

## 令和5年度事業運営方針

更生保護法人 千葉県婦性会

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行されたことを受け、令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画」が、令和5年1月に「千葉市再犯防止推進計画」がそれぞれ策定された。それらの趣旨と重点は、これまで再犯防止の取組は主に刑事司法機関がその中心的役割を担ってきたところ、罪を犯した者等の課題は、就労・住居・保健・医療及び福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、県、市町村、民間団体等すべての理解と協力を得ながら、地域全体が一丸となって取り組む必要性と重要性が再認識されたところにある。千葉県婦性会としては、今後これらの計画に従い、地方自治体との一層緊密な連携の下、県内唯一の更生保護施設としての責任と役割を果たしていく必要がある。

また、令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、これに伴い、更生保護事業法が一部改正された。その改正により、今後は宿泊型及び通所・訪問型の更生保護事業として新たな展開を視野に入れながら取組を進めていく。

当会としては、こうした現下の情勢を踏まえ、喫緊の課題である当施設の全面改築に向けた諸準備を進めるとともに、県内各関係機関・団体と緊密に連携し、下記の事業を具体的に実施することとしたい。

### 記

#### 1 被保護者の適切かつ計画的な受入れ

当施設の全面改築事業の工程を踏まえた計画的な受入れを実施する。

#### 2 被保護者の早期自立支援の推進

被保護者の再犯防止を図るため、「居場所」と「就労先」の確保に努める。被保護者との面接を重ね、個々に抱える問題の把握とその解決を意識した計画的な支援を行い、円滑な早期自立を促す。

#### 3 処遇機能等の充実強化

- (1) 集団処遇として SST（社会生活スキルトレーニング）、AA ミーティング（アルコール依存者の自助グループ）、就職トレーニング、さらに、弁護士による法律問題に関する講話や個別相談等を定期的に開催し、被保護者の知識の向上と社会性の涵養を図る。
- (2) 高齢者及び障害者の受入れと福祉・医療機関等との連絡調整に努める。
- (3) 退会した者の生活相談支援（フォローアップ事業）を継続的に行う。

#### 4 関係機関・団体等との一層の連携強化

特に地域生活定着支援センター、福祉事務所等との連携を進め、高齢者や障害者等を積極的に受け入れるとともに、退会後の支援を拡充促進する。

#### 5 施設整備等の充実・計画的推進

当会の建物は改築後40年余を経過し、随所において劣化等が生じており、また、関係機関・団体と連携し、再犯防止の地域拠点としての機能や役割を果たしていくことが求められている。こうしたハード面とソフト面の改善と向上を図るため、施設の全面改築事業の諸準備を進める。

#### 6 会員制度の拡充

施設の存立に深くかかわる地域社会や近隣住民との良好な関係を維持することはもとより、更に広範な理解と協力を求めるため賛助会員の募集に努める。

#### 7 広報活動の充実

広報誌「ふくでん」を発行配布し、当会の活動状況を広報する。

#### 8 職員間の情報共有と行動連携